

平成29年12月26日  
都市局街路交通施設課

**今後の都市施設の整備等における基本的な考え方をとりまとめました**  
～「都市施設ワーキンググループ」のとりまとめについて～

社会資本整備審議会「都市計画基本問題小委員会都市施設ワーキンググループ」では、社会経済情勢の変化に対応した、今後の駐車場や都市計画道路など都市施設の整備等について議論を重ね、基本的な考え方をとりまとめました。

今後、とりまとめの内容を踏まえ、都市施設の整備等を推進するため、施策の具体化を図ってまいります。

社会資本整備審議会において、本年9月に「都市計画基本問題小委員会都市施設ワーキンググループ」を設置し、計3回にわたり、社会経済情勢の変化に伴い顕在化してきた、駐車場の附置義務制度に係る課題や長期未着手の都市計画道路の課題などについて調査・検討し、とりまとめました。

今回のとりまとめでは、

- ・まちづくりと連携した駐車場施策の推進
- ・都市計画道路の必要性の点検
- ・道路上空を活用した土地の有効活用の推進
- ・機械式駐車装置の安全確保

などの内容が盛り込まれています。

今後、とりまとめの内容を踏まえ、必要な制度化等について、具体化を図ってまいります。

(添付資料)

都市施設ワーキンググループ とりまとめ概要

※とりまとめ資料「本文」、過去の会議資料等については、以下の国土交通省HPに掲載しております。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204\\_toshishisetsuwg01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_toshishisetsuwg01.html)

【問合せ先】

国土交通省都市局街路交通施設課 中西（内線：32842）、中山（内線：32845）  
TEL 03-5253-8111（代表） 03-5253-8416（直通） FAX 03-5253-1592

## まちづくりと連携した駐車場施策の推進

### 駐車場が抱える課題

- 自動車保有台数の伸びは鈍化しつつあるが、駐車場供用台数の伸びはほとんど変わらないため、駐車需要や地方公共団体が策定するまちづくり計画等と整合していない地域が見られるようになってきている。
- 附置義務駐車場については、都市内一律で定めた原単位の適用が行われることがほとんどであることから、地域ごとの駐車場の需給特性が十分に反映できず、利便性が高い公共交通が発達した大都市部では、需要を超える駐車場が整備されてしまう場合もみられる。
- 高密度に店舗が立地しているエリアでは、個々の店舗に附置義務駐車場の設置を求める場合、店舗スペースの削減、まちなみの分断等により、まちの賑わいを阻害するほか、当該駐車場に出入りする自動車と歩行者が錯綜し、安全で快適な歩行が困難になる懸念がある。
- 主に地方部の中心市街地などにおいて、地域の駐車需要やその将来見通しだけでなく、まちづくり計画等も考慮されずに駐車場が無秩序に整備され、まちの賑わいに影響を及ぼしている場合が多いと考えられる。
- 乗用車用と比較し、荷さばき用駐車場、観光バス用駐車場、自動二輪車用駐車場については、十分な整備ができていない地域がある。

### 課題解決に向けた基本的な考え方

- 駐車需要やまちづくり計画等に基づく駐車場施策に再構築。

#### 地域の駐車需要を踏まえた附置義務駐車場の整備

- 都市内一律で定めた原単位の適用を原則とはせず、駐車場の需給特性や建築物の用途を反映した附置義務駐車場の整備も認める必要がある。
- 地域の関係者により、駐車需要やまちづくり計画等との整合性等をきめ細かく検討した上で得られた地域ルールに基づいた附置義務駐車場の整備を行うことも考えられる。

#### まちづくり計画等を踏まえた駐車場の配置

- 地域ルール等に基づく場合、附置義務駐車場の隔地化や集約化を柔軟に認め、敷地単位ではなく地域単位で駐車需要に対応することや、原単位の見直しとあわせて余剰が生じている既設駐車場を隔地先や集約先として活用することも考えられる。
- 計画的に駐車場の整備や活用を図るためには、駐車場施策とまちづくりに関する施策が適切に連携することが必要であり、歩行者優先を図るエリアの場合は、駐車場の位置、規模、出入口の位置の制限やフリンジ駐車場の料金を安くすることによる自動車流入抑制も有効。

#### 駐車場の整備・活用プロセスの一体的推進

- 長期的な視点を持って、駐車場の整備や活用を総合的・計画的に推進するため、調査の段階から整備後のマネジメントを見据えて一体的に取り組むことが必要。その際、公共駐車場と民間駐車場の適切な役割分担を図ることが重要。
- 必要な整備量より既設駐車場が多い場合は、まちづくり計画等を踏まえた上で、他用途への転用も検討するべき。

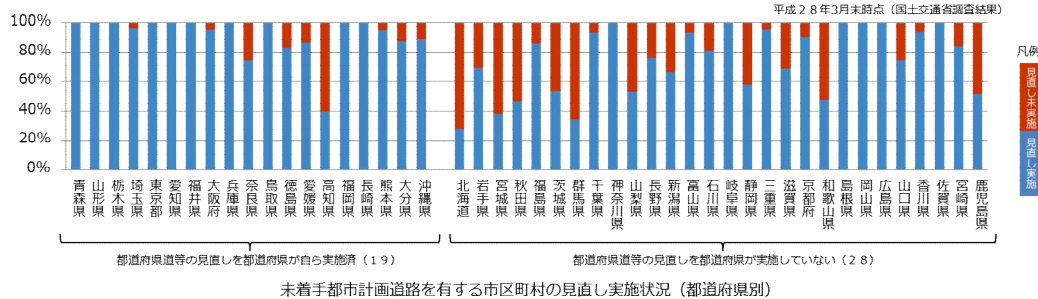
#### 地域の状況に応じた駐車場の整備・活用等

- まちの賑わい創出に有用な場所にある駐車場では、イベントの実施等賑わい創出に貢献できる取組について検討することが望ましい。
- 集約先の駐車場など今後も必要な駐車場については、地域の課題解消などに貢献できるように緑化等の高質化を図ることが望ましい。
- 地域の需要やまちづくり計画等との整合性を考慮し、荷さばき用駐車場、観光バス用駐車場、自動二輪車用駐車場の整備を促進。

## 都市計画道路の必要性の点検

### 都市計画道路をめぐる現状と課題

- 人口減少等の社会経済情勢の変化に対応し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組等が進む中、都市の骨格を定める都市計画道路についても、目指すべき都市構造と対応したものであるか、適時適切に再検証することが求められる
- これまでも約8割の市町村が見直しを実施しているが、取組には地域ごとに差があることや、内容の精査の点から、地方公共団体の更なる対応が望まれる



### 見直しの更なる促進に向けた基本的な考え方

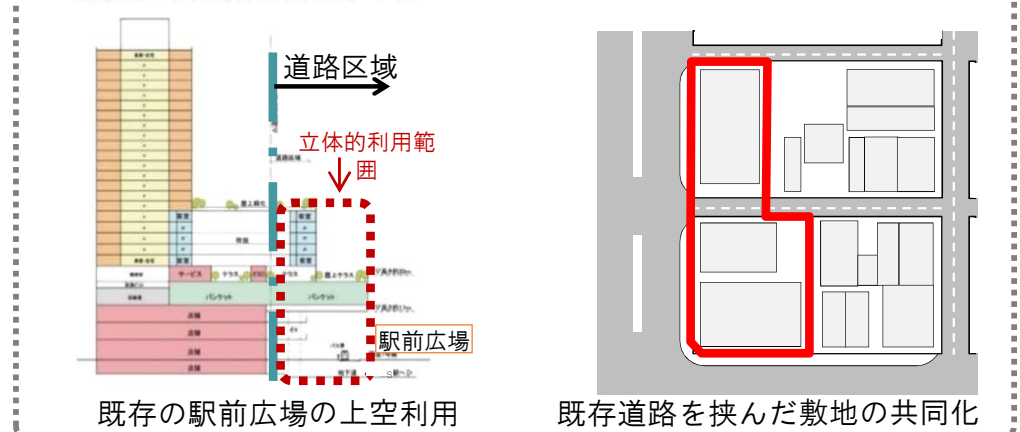
- 地方公共団体における先行的な取組を共有することや、市町村に対し都道府県が指導・助言を行うなど、見直しに必要な視点・内容や、効率的に進める方法の共有が取組の加速化に重要
- 必要性の高い路線・事業への「選択と集中」を行う判断のためにも、都市計画道路の適時適切な見直しが必要

## 道路上空を活用した土地の有効活用の推進

### 立体道路制度の現状と課題

- 現行の立体道路制度においては、都市再生緊急整備地域外の場合、自動車専用道路等の上空又は路面下の利用に対象が限定されているが、地方都市等においても一般道路の上空利用に関するニーズが認められる
- 道路上空の利用にあたっては、道路空間が有する市街地環境を確保する上での多様かつ重要な機能を一定程度制限してまでも土地の有効利用を行う公益性・必要性が認められることが必要

#### 【道路上空を活用した土地の有効利用が求められている例】



### 対応の基本的な考え方

- 市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進とを図るため必要がある場合について立体道路制度の適用を拡大することについて検討することが必要

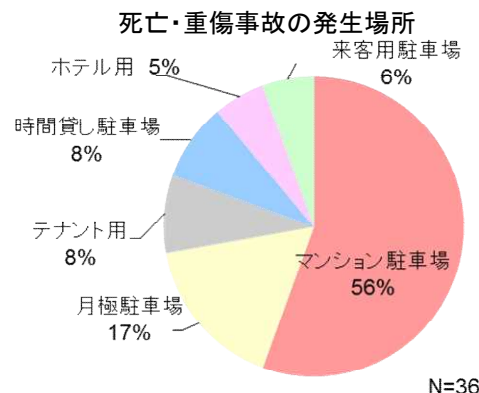


### 事故発生状況

- 平成19年度以降、利用者等の死亡・重傷に至った重大事故は少なくとも36件発生
- 重大事故発生場所は、マンション駐車場が56%、月極駐車場が17%で、利用者自ら操作する使用形態が多い

利用者等の死亡・重傷事故件数

|        |        |
|--------|--------|
| 平成19年度 | 1(0)   |
| 平成20年度 | 5(1)   |
| 平成21年度 | 2(1)   |
| 平成22年度 | 5(1)   |
| 平成23年度 | 2(1)   |
| 平成24年度 | 8(4)   |
| 平成25年度 | 3(2)   |
| 平成26年度 | 2(1)   |
| 平成27年度 | 4(1)   |
| 平成28年度 | 4(1)   |
| 合計     | 36(13) |



### 課題

#### (製造・設置時の安全確保上の課題)

- 現行の大臣認定制度はマンション駐車場等は対象外
- JIS規格を満たす駐車装置の製造・設置は任意

#### (設置後の点検等による安全確保上の課題)

- 点検の実施は駐車場法に特段の規定がない
- 保守点検業者により点検項目や判断基準が異なる

#### (既設装置の安全確保上の課題)

- JIS規格で求める駐車装置内に人がいることを示す人感センサー等安全装置が設置されていない既設装置が多い

### 施策の具体的方向性

#### (製造・設置時の安全確保)

- 製造者、設置者、管理者に対してJIS規格を満たす駐車装置の製造、設置を促す
- JIS規格の内容やJIS規格を満たす駐車装置の製造、設置の重要性の周知徹底を図る

#### (設置後の点検等による安全確保)

- 標準的な点検項目とそれぞれの点検項目に対して改修の必要性等の有無を判断できる判断基準を策定
- 策定した点検項目と判断基準の周知徹底を図る
- 適切な点検がされているか保守点検業者等の点検状況をモニタリング
- 点検を行うことができる者については、講習の実施などによる技術力の確保・向上を図る
- 優良な保守点検業者を登録する仕組みを設ける

#### (既設装置の安全確保)

- 追加的な費用負担を要しても、安全確保に係る取組は必要であることの周知・啓発活動を継続的に行う
- 製造者や設置者等の各主体により、受け取り方が異なることを考慮した事故リスク情報や安全確保に係る取組の効果等のわかりやすい情報提供

### 今後に向けて

- JIS規格を満たす駐車装置の設置が促進されない場合は、必要に応じ、さらなる方策を検討
- 点検が適切かつ確実に行われぬ場合は、必要に応じ、第三者による安全性の確認など新たな制度的枠組みを検討
- 自助努力による安全確保を阻害しないか等の課題を踏まえた、既設装置の安全確保のための支援方策を引き続き検討